

青森県報

第四千七百七十二号

平成二十八年
七月十三日
(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	二
生活保護法による指定医療機関の所在地及び事業所の所在地変更の届出	(同)	二
生活保護法による指定医療機関の指定の辞退	(同)	二
生活保護法による施術者の指定	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(同)	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定	(同)	三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	三
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	三
特定行為業務の登録	(同)	四
漁船保険付保義務の発生	(水産振興課)	四
公 告		
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	五
右 同	(同)	五

選挙管理委員会

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程(事務局) 五
 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体 六
 政治資金規正法による政治団体の名称等の公表 六
 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出 六
 政治資金規正法による政治団体の解散の届出 七

人事委員会

人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則 (職員課) 七

告 示

青森県告示第四百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃止年月日
八戸調剤薬局センター	八戸市小中野二丁目一の七	平成二〇一〇
田村整形外科医院	弘前市大字稲田二丁目四の二三	二〇一六
斉藤ウイメンズクリニク	八戸市類家二丁目一の一六	二〇一六
石岡歯科医院	三沢市中央町一丁目六の六	二〇一〇
油川整形外科医院	南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田八一	二〇一三

青森県告示第四百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年七月十三日

青森県知事 三村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
保険調剤薬局タイキ フアイマシー城東北店	弘前市大字城東北四丁目四の二〇一階	平成二六・六・一
ほりべ歯科クリニック	八戸市根城二丁目三〇の二八	二六・五・一
八戸調剤薬局センター	八戸市小中野二丁目四の五四	"
調剤薬局ツルハドラッグ 福地南部店	三戸郡南部町大字苦米地字白山堂一の二	二六・六・一
南部病院	三戸郡南部町大字沖田面字千刈五二の二	二六・五・一
エルム女性クリニック	五所川原市中央四丁目九三	"

青森県告示第四百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地及び事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年七月十三日

青森県知事 三村 申 吾

区分	事業所	事業所	変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地

青森県告示第四百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年七月十三日

青森県知事 三村 申 吾

変更前	変更後	変更前 所在地	変更後 所在地
合同会社 アライブ コーポレーション	八戸市城下一丁目五の三サンフラン	八戸市柏崎二丁目四の五	八戸市大字新井の六
あおい おひき 看護ステーション	八戸市柏崎二丁目四の五	八戸市柏崎二丁目四の五	八戸市柏崎二丁目四の五
三和歯科クリニック	弘前市大字中野四丁目六の二〇	弘前市大字中野四丁目六の二〇	弘前市大字中野四丁目六の二〇

青森県告示第四百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施設を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年七月十三日

青森県知事 三村 申 吾

氏名	住所	指定年月日
高橋 翔	八戸市根城七丁目八の七 レオパレスまほろば 一〇一	平成二六・五・二五

瀧澤 眞奈美	十和田市西二十二番町二〇の二八	二六・五二四
工藤 理	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一〇四の五	二六・五三三

青森県告示第四百七十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
保険調剤薬局タイキ フアイマシー 城東北店 八戸調剤薬局センター 調剤薬局ツルハドラッ グ福地南部店	弘前市大字城東北四丁目四の二〇 一階 八戸市小中野一丁目四の五四 メゾン ビル一階 三戸郡南部町大字苔米地字白山堂一の二	平成二六・六一 二六・五一 二六・六一

青森県告示第四百七十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条第一項の規定により、医療支援給付のための施設を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
高橋 翔	八戸市根城七丁目八の七 一〇一	平成二六・五二五
瀧澤 眞奈美	十和田市西二十二番町二〇の二八	二六・五二四
工藤 理	八戸市大字尻内町字鴨ヶ池一〇四の五	二六・五三三

青森県告示第四百七十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十八年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービス事業者		指 定 年 月 日
		居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	
株式会社ケ ア・テック	岩手県盛岡市愛宕町一〇の二七	福祉用具貸与	株式会社ケ ア・テック 弘前出張所	平成二六・七一
株式会社ケ ア・テック	岩手県盛岡市愛宕町一〇の二七	特定福祉用具販売	株式会社ケ ア・テック 弘前出張所	"

青森県告示第四百七十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号

の規定により公示する。

平成二十八年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名称	住所 主たる事務所の 所在地又は住所	指定介護予防サービス の種類	介護予防サービス の種類	介護予防サービス の名称	介護予防サービス の所在地	指定 年月日
株式会社 ア・テック	岩手県盛岡市愛 宕町一〇の二七	特定介護 用具販売	介護用具 貸与	株式会社 ア・テック	弘前市大字青 山四丁目二〇の三	平成 二六・七
株式会社 ア・テック	岩手県盛岡市愛 宕町一〇の二七	特定介護 用具販売	介護用具 貸与	株式会社 ア・テック	弘前市大字青 山四丁目二〇の三	平成 二六・七
株式会社 ア・テック	岩手県盛岡市愛 宕町一〇の二七	特定介護 用具販売	介護用具 貸与	株式会社 ア・テック	弘前市大字青 山四丁目二〇の三	平成 二六・七

青森県告示第四百八十号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

平成二十八年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

登録 番号	登録 年月日	氏名又は 名称	住所	事業 名称	事業 所在地	業務 開始 年月日	備 考
〇二〇〇一 一四	平成 二六・七	社会福祉 法人吉幸 会	三戸郡五 戸町三苗 六六〇	特別養 老施設 老人ホ ム	下北郡東 通子大 砂原七 の〇七	平成 二六・七	地域密着 型介護施 設入居者 生活介護
〇二〇〇一 一四	平成 二六・七	株式会社 東建設計	八戸市沼 目一丁目 三〇	グルーブ ホーム音 園	八戸市沼 目一丁目 三〇	平成 二六・七	認知症対 応型共同 生活介護

の規定により公示する。

平成二十八年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

〇二〇〇一 一四	平成 二六・七	社会福祉 法人徳誠 社	青森市新 田一丁目 三	特別養 老施設 おきだ て	青森市新 田一丁目 三	平成 二六・七	地域密着 型介護施 設入居者 生活介護
〇二〇〇一 一四	平成 二六・七	社会福祉 法人長慶 社	弘前市市 大五丁目 三	グルーブ ホーム座 ん	弘前市市 大五丁目 三	平成 二六・七	認知症対 応型共同 生活介護
〇二〇〇一 一四	平成 二六・七	社会福祉 法人同伸 社	八戸市大 久保三 字	あんず 小規模 多機能 住宅	八戸市大 久保三 字	平成 二六・七	小規模多 機能住宅 介護
〇二〇〇一 一四	平成 二六・七	青森市青 森市松 青森市 一丁目 四	青森市 青森市 六丁目 二	住宅有 料老人 ホーム スウェ ー	青森市 青森市 六丁目 二	平成 二六・七	住宅有 料老人 ホーム 介護
〇二〇〇一 一四	平成 二六・七	社会福祉 法人同伸 社	八戸市大 久保三 字	グルーブ ホーム座 ん	八戸市大 久保三 字	平成 二六・七	認知症対 応型共同 生活介護

青森県告示第四百八十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十八年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
上北郡野辺地町字野辺地四七二	野辺地
長濱正輔	

上北郡野辺地町字馬門道四〇の六

野 澤 茂

上北郡野辺地町字米内沢五四の五吉田アパート

吉 田 幸 司

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、上小国地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めため、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年七月十四日から同年八月十二日まで

三 縦覧の場所

外ヶ浜町役場

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、山本地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めため、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年七月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年七月十四日から同年八月十二日まで

三 縦覧の場所

外ヶ浜町役場

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年七月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第百八十号様式のうち「15, 300円」を「15, 800円」に改める。

第百八十号様式のうち「301, 875円+510円48銭」を「310, 500円+520円6銭」に改める。

「557, 115円+26円73銭」を「573, 030円+27円50銭」に改める。

第百八十号様式のうち「7円30銭」を「7円51銭」に、「365, 000円+4円88銭」を「375, 500円+5円2銭」に改める。

第百八十号様式のうち「15, 300円」を「15, 800円」に改める。

第百八十号様式のうち「301, 875円+510円48銭」を「310, 500円+520円6銭」に改める。

「557, 115円+26円73銭」を「573, 030円+27円50銭」に改める。

第百八十号様式のうち「7円30銭」を「7円51銭」に、「365, 000円+4円88銭」を「375, 500円+5円2銭」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

この規程は、告示の日から施行する。

青森県選挙管理委員会告示第五十九号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十八年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
大下たけお後援会	大下 武男	大下 武男	八戸市大字鮫町字居合二二の一
入江ススム後援会	佐藤 ちよ子	入江 佐恵子	東津軽郡今別町大字今別字今別四一の一
えびな鉄芳後援会	海老名 鉄芳	雪田 幸正	青森市浪岡大字浪岡字細田一九一の一
小野信吾後援会	兼平 實	根上 久男	西津軽郡深浦町大字田野沢字清滝四一
上林英一後援会	今 政重	上林 まち子	青森市大字浜田字玉川一五六の一四
久慈豊後援会	小嶋 敏式	石ヶ森 正人	三戸郡三戸町大字八日町一六
齋藤ひでひと後援会	齋藤 忠直	葛西 登	平川市蒲田一本松一の一
齊藤渡後援会	奥谷 義博	寺山 多喜男	つがる市稲垣町沼館友開一
松橋博秋後援会	松橋 博秋	松橋 桂子	つがる市富范町藪分一七

青森県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治

団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年七月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	市町村等の区域を単位として設けられた支部	年届月日出
民進党青森県第三区総支部	工藤 武司	太田 将壽	青森市安五方二丁目〇	衆議院議員	○	平成 六・六・四

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	年届月日出
野崎尚文後援会	細川 晴男	野崎 尚文	下北郡大間町大字大間字狼丁一四の五	平成 六・六・三

青森県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年七月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名) 自由民主党青森県 たばこ耕作支部 (王生 博久)	異動事項	新	異 月 日 動
代表者 高橋 光保	新		平 成 二 八 年 七 月 十 三 日
会計責任者 宮村 美博	旧		
主たる事務 所の所在地 青森市大字野木 字山口一六四の 四六	代表者 吉田 直樹	後村 光彦	平 成 二 八 年 七 月 十 三 日
代表者 後村 光彦	民主党青森県第 2区総支部	八木橋 善彦	
代表者 工藤 貴弘	民主党青森県第 2区総支部	高橋 知二良	
代表者 自由民主党青森県 電気通信支部 (吉田 直樹)	代表者 吉田 直樹	高橋 知二良	
代表者 桑田 公憲	代表者 工藤 貴弘	高橋 知二良	
代表者 自由民主党青森県第 2区総支部 (田名部 定男)	代表者 工藤 貴弘	高橋 知二良	
代表者 自由民主党青森県第 2区総支部 (田名部 定男)	代表者 工藤 貴弘	高橋 知二良	

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名) 全国たばこ耕作者 政治連盟青森県支 部 (王生 博久)	異動事項	新	異 月 日 動
代表者 高橋 光保	新		平 成 二 八 年 七 月 十 三 日
会計責任者 宮村 美博	旧		
代表者 あおもり未来塾 (升田 世喜男)	代表者 上林 英一	上林 哲	平 成 二 八 年 七 月 十 三 日
代表者 あおもり未来塾 (升田 世喜男)	代表者 上林 英一	上林 哲	平 成 二 八 年 七 月 十 三 日
代表者 升田世喜男後援会 (升田 世喜男)	代表者 上林 英一	上林 哲	平 成 二 八 年 七 月 十 三 日
代表者 全国小売酒販政治 連盟青森県支部 (清水 勇人)	代表者 清水 勇人	齊藤 久義	平 成 二 八 年 七 月 十 三 日
代表者 青森県電気工業業 政治連盟 (山子 則男)	代表者 山子 則男	高橋 知二良	平 成 二 八 年 七 月 十 三 日

青森県選挙管理委員会告示第六十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年七月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
加藤とし子城西地区励ます会	三浦 義光	平成二〇一〇

人事委員会

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年七月十三日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表知事部局の項第八号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「ハの事務」を「ロの事務」に改め、同ニを同号ハとし、同号ホ中「ハの事務」を「ロの事務」に改め、同ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭